



手話通訳者養成講座

秋田県聴覚障害者支援センターでは、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得することを目的として、手話通訳者養成講座を開催しています。



厚生労働省カリキュラムに基づいた手話通訳者養成講座を行い、3年間かけて手話通訳者を養成しています。



受講条件
下記①～③のいずれかに該当し、かつ④の条件を満たす方
(手話による面接と1分間スピーチによる選考を行います)

- ① 手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)修了者
- ② 全国手話検定試験3級以上の合格者
- ③ 上記と同等レベルの手話学習者
- ④ 手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの全課程を修了後、秋田県意思疎通支援者(手話通訳)登録試験を受ける方

秋田県聴覚障害者支援センター

秋田市 旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階
電話：018-874-8113(代表) FAX:018-862-1820
メール：akita-chokaku@fukinoto.or.jp



詳しくはお問い合わせ下さい